

放射線科のこれからの指針(組織, 管理, 運営のあり方)

放射線科 技師長 堀 勇二

はじめに

平成4年6月15日新病院に移転し早いもので1年9ヶ月を迎えていた。

新機器MRⅠ, RⅠ, 循環器・頭部専用アンギオ装置の導入により救急検査ができるようになり、今までに無い新しい検査体制を組み行うこととなった。

MRⅠ室, RⅠ室には、それぞれ他施設等でトレーニング後1名ずつ配置したものの、CT, アンギオ装置を含む一般撮影部門においては、旧病院6名体制と助手3名での不安な中でのスタートであった。とりわけ新診療科の開設、既存科の充実、一般病床77床の増床と直接影響を受ける事ばかりの内容であり、どの程度の仕事量になるのか計り得なかった。しかし当初の予想よりも大幅に上回りつつも職場内皆の頑張りと、チームワークでなんとか乗り越えてきた。又4月より技師1名の増員に了解が得られ、1階部門のCT, アンギオを含む特殊撮影と、地階部門のMRⅠ, RⅠのローテーションを組むことができるようになり、ようやく放射線科の全体的な動きのできる取り組みができるようになると思われる。

これからの放射線科の取り組み方を簡単ではあるが紹介したいと思う。

1. 放射線技師としての理念と目標

(社団法人日本放射線技師会綱領)

- 1) 職業倫理の実践に努め社会の信頼にこたえる。
- 2) 医療関係者相互の隔和を図り常に学術の向上に努める。
- 3) 放射線管理を適正にし国民の被曝線量軽減に努める。
- 4) 社会福祉の増進に貢献する。
- 5) 人間尊重に徹しその職責完遂に努力する。

2. 組織と管理

近年の放射線医療は各診療科の医師が、常に放射線部門に行き来し、診療或いは検査と、仕事の場となってきている。この各科医師の業務と技師業務の流れをタイミングよく結び、診療をスムー

ズに進めていかなければならない。このようなことから病院機構における放射線技術部門(技術部門)の確立が必要となってくる。このことにより職場職務の分担を明らかにし、他セクションとの連携を計り理念と目標に基づいた業務を行うことができる。放射線科業務は、一般的に画像診断(MRⅠ・エコーも含む)、治療、核医学、の3部門であるが当院では画像診断、核医学、MRⅠの3部門に分け、各部門に担当責任者を配置し業務を行なうことが、望ましいと思われる。

近年医療機器の進歩はめざましいものがあり、これからも種々の画像診断機器が、開発されてくるものと予想されるが、とりわけ放射線部門においては、放射線のみにとらわれず、画像という枠の中でますます範囲が広がってきてている。

当然の事ながら専門的教育、知識、そして技術が伴わなければならず、過去における技師の配置では業務を成し得ない。

医療法では、技師配置基準を何も示しておらず、これからの医療を考えるとき放射線部門無くしては成り立たず、時代に則した基準を明確にすべきと思われる。

3. 院内において技師の役割

- 1) 診断のために高度な画像情報を提供し、治療効果が最大限に發揮されるよう努力すること。
- 2) 放射線を使用する種々の検査及びMRⅠ, SPECT, エコー、画像診断用大型コンピューター等、装置・機器の保守点検を実施し安全性を考慮しながら適正な業務を行うこと。
- 3) 患者中心の医療実践のためチーム医療の一員として、各科・各病棟の医師、看護婦を始めとした他職種との連携を計ること。
- 4) センター病院としての位置づけをされていることにより、他施設からの検査及び技術研修に対し、すみやかに対処できるよう日頃の学習はもとより技術の向上、研鑽に励むこと。

- 5) 放射線は、人体に対して有害なものであり、検査に対し可能な限り被曝を低減させる努力をすること。又被曝に関する質問に対してもすみやかに答えられるよう日常の学習を行うこと。
- 6) 装置、備品の適正な管理、及び診療材料、消耗品の在庫管理を適切に運用をし病院経営の採算性を高めること。

4. 施設と設備

撮影室数及び各室内の大きさについては、建設時に病床数、外来患者数、検査内容等それぞれに検討を加えてできあがったものであるが、建物の構造上現在の場所で各種検査等診療を行っている。

現時点では、明室システムの導入をしたことにより機能の合理化を計ることができ、短い動線となり働きやすい環境となっている。

しかし当初の予測を大幅に上回って各種検査が増え続けている。特にCT、アンギオ、造影等である。又4月よりは小型CR（コンピューティッドラジオグラフィー）の導入も決定されており、今後の増加に対しては出来る限りの対応を考え、現撮影室、及びシステムを十二分に活用しながら運営を計っていきたい。

- 1) 旧病院からの移設機器として、X-TV装置（日立製・S60年、東芝製・H2年）、断層撮影装置（日立製・S69年）、マンモ影装置（日立製・S60年）、一般撮影装置（日立製・S60年）、自動現像機（コニカ・H2年、フジ・S60年）、ポータブル撮影装置（日立製・S56年、S61年、H3年）とあり、耐用年数或いは機器使用状況をみながら、今後更新を含め年次計画を立て、対処せねばならない。
- 2) 最近では、大型CR（コンピューティッド・ラジオグラフィー）、透視下での種々の内視鏡検査、骨塩定量検査、脳或いは循環器ドッグの普及も予想され、部屋の問題、機器の問題等検討していくなければならない。
- 3) 今後新しい診療科の新設、或いは病床数の増床、放射線治療等を行うことになれば、それに対応すべく検査室の確保、現検査室使用機器の見直しに向けた検討をせねばならない。
- 4) 今まで撮影されたフィルム、検査データ等管理、保管の上からもファイリングシステムの導入を考えいかなければならない。

5. 放射線技師の確保と教育

地域センター病院の役割である2次・3次医療を行うには、各種業務に対応できる技師の確保と教育が、必要となってくる。

又検査の多様化とともに新しい機器の導入、更新により装置技術の高度化及び専門制に対応すべく専門的な技術研修、臨床研修、或いは病理・解剖生理学等の勉強会に積極的に参加できる体制を作らなければならない。特に日本放射線技師会主催による、全国統一講習会、卒後10年以上を対称にした卒後講習会、その他生涯教育研修、臨床実習指導者講習会等、順次研修できるよう計画を立てて行っていきたい。

近年チーム医療が叫ばれて久しいが、日本放射線技師会では職種間の教育も同じようなレベルでなければ真のチーム医療は成し得ないのでないかとの見地から、教育に重点を置いた活動が、今後ますます押し進められてくるものと思われる。

又地域内における技師間の交流、研修、親睦を図り技術、教育の情報交換の場を作りながら、技術間のレベルアップを目指したい。

6. 機器の管理及び安全業務

- 1) 放射線部門に設置されている機器は、きわめて精密かつ高額であり、トラブルを起こすことのないよう十分にトレーニングを行ってから取り扱う。
- 2) 装置の保守、点検は、各メーカーと放射線部門により年間計画を立て、その業務は専門技術者により行い、修理作業報告書を各機種ごとにまとめて保管する。
- 3) 日頃から機器、備品のチェックを行い適正な管理のもとに、装置、備品の寿命を延長させる努力が必要である。
- 4) 機器の緊急トラブルには、速やかに対応すべく、各機器メーカーの連絡先を把握し名簿を作成し保管する。
- 5) 技師は日常の業務の中で、使用機器の安全を確認しながら検査を行い、医療事故を防ぐことをする。
- 6) 放射線は人体に有害なものであり、機器のトラブル、技師の再撮影による被曝を極力少なくするよう努力すること。
- 7) 放射線防護に対する認識を日常業務の中において技師間で十分注意し合うことが必要である。

- 8) 緊急検査、造影検査等患者緊急時には、速やかに対応できるよう連絡網のチェック等日頃の研修を行う。

以上のこととを基に

我々放射線技師は基本方針に従い、患者さんの検査に際してはより適切なサービスの提供とプライバシーを尊重し、なおかつ守秘の義務を守りながら検査を速やかに行うことが重要である。又検査では常に患者さんと接することとなり、接偶には十分の注意を払いたい。加えて各科医師、看護婦等他セクションとの連携を図りながら、より良い医療を目指し貢献していきたいものと考えている。

おわりに

新名寄市立総合病院スタートに当たり、先人の歴史を知ることなく過ごしてきた者として、ここに名寄市立総合病院30年史(昭和40年9月13日発行)を基に我々の先輩方を紹介し、55年の半世紀に渡り病院を支え発

展に多大な協力を下さいましたことに、心より敬意と感謝の気持ちを送り、この稿を閉じたいと思う。

石村 富雄 氏(技師)

昭和12年11月22日～昭20年12月18日

戸嶋 忠一 氏(技手)

昭和16年 6月23日～昭21年12月20日

光山 克美 氏(技手)

昭和24年 2月14日～昭26年 6月23日

五十嵐秀雄 氏(技師)

昭和26年 4月 1日～昭28年 9月15日

福島 栄 氏(科長)

昭和28年10月 1日～昭37年 6月30日

西田 一人 氏(科長)

昭和37年 7月 1日～昭51年 8月 2日

辻村竹四郎 氏(技師長)

昭和51年11月 1日～昭60年 6月30日

長井 冷子 氏(技師長)

昭和25年 2月 1日～平 4年 3月31日

薬局の現状と展望

薬務局 薬局長 吉川 浩平

はじめに

最近の医療環境・医療行政の変革のなかで、我々薬剤師はチーム医療の一員として、かつ医療の担い手として位置付けされ、その責務に答えるよう皆一同、日々研鑽、努力している所です。

又、より良い医療・患者サービスの向上に参画し、そして医療の高度化・拡大化に対応できる薬剤師として、知識、自覚そして倫理を高めながら、信頼に足りうる医療人として、その役割をはたしていきたいと考えています。

薬剤師綱領

- ① 薬剤師は國から付託された資格に基き、医療品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資すること

を本領とする。

① 薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を發揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。

① 薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

日本薬剤師会

現 状

外来業務において、薬の待ち時間短縮への取り組みは、患者サービスの点からも、業務の効率・改善の面においても、今も、そしてこれからも、薬局の最大な